

## 5. 規約の変更又は解散

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「規約の変更又は解散」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準に該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）には、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

規約の変更理由に以下のいずれにも該当しないものが含まれている場合

- a. 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- b. 本店所在地の変更
- c. その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由

【上場規程第1213条第2項第1号a（e）、施行規則第1229第1項第1号】

※ 解散には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

#### 〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

#### 〔その他の注意事項〕

- ① 「規約の変更」にあたっては、上場廃止基準の該当の有無について確認させていただくため、事前に連絡してください。
- ② 開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務づけられています。詳細は「第3編 東証への提出書類」を参照してください。
- ③ 解散は、上場規程の上場廃止基準に該当しますので、当該解散の原因となる事由が発生した場合は、直ちに東証まで連絡してください。

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### ① 規約の変更の場合

- a. 変更の理由
- b. 変更の内容
- c. 変更の日程
- d. その他投資者が情報を適切に理解・判断するために必要な事項

## ② 解散の場合

- a. 解散の理由
- b. 解散の日程
- c. 今後の見通し
  - ・ 投資主の税務処理の方法を含め、残余財産の分配等に関する今後の見通しを記載する。
  - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が情報を適切に理解・判断するために必要な事項